

第21号議案

文京区教育委員会事案決定規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成28年3月24日

提出者 文京区教育委員会
教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

文京区教育委員会事案決定規則の一部を改正する規則

文京区教育委員会事案決定規則（昭和六十一年三月文京区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び同条第二項に規定する教育改革担当課長」を削る。

第九条第一項の表中「庶務課長」を「教育総務課長」に改める。

第十条の表教育推進部長の部協議の項中「庶務課長」を「教育総務課長」に改める。

第十三条第二項中「庶務課庶務係長の審査を経て庶務課長」を「教育総務課庶務係長の審査を経て教育総務課長」に改める。

別表9の部を次のように改める。

9	審査請求、訴訟等に関する事					
(1)	訴えの提起、訴訟上の和解及び調停の依頼					
	① 特に重要なもの	○				
	② 重要なもの		○			
(2)	審査請求の裁決	○				
(3)	委員会に対する弁明書の提出			○		

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日にされた処分又は同日前にされた申請に係る不作為についての不服申立て（異議申立て）については、この規則による改正後の文京区教育委員会事案決定規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

文京区教育委員会事案決定規則 新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>第一条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 課長 処務規則第四条第一項に規定する課長をいう。</p> <p>三～十 (略)</p>	<p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 課長 処務規則第四条第一項に規定する課長及び同条第二項に規定する教育改革担当課長をいう。</p> <p>三～十 (略)</p>
<p>第三条 (略)</p> <p>(事案決定区分)</p> <p>第四条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、部長若しくは課長が決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>(事案決定区分)</p> <p>第四条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、部長若しくは課長が決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第五条～第八条 (略)</p> <p>(事案決定への関与)</p> <p>第九条 次の表の上欄に掲げる事案の決定に当たっては、同表中欄に掲げる者に同表下欄に掲げる審議、協議又は審査（以下「決定関与」という。）を行わせるものとする。</p> <p>【別紙1】</p> <p>2 (略)</p> <p>(決定関与の臨時代行)</p> <p>第十条 次の表に掲げる者の同表中欄に掲げる決定関与を必要とする事案について、至急に処理しなければならない場合において、決</p>	<p>第五条～第八条 (略)</p> <p>(事案決定への関与)</p> <p>第九条 次の表の上欄に掲げる事案の決定に当たっては、同表中欄に掲げる者に同表下欄に掲げる審議、協議又は審査（以下「決定関与」という。）を行わせるものとする。</p> <p>【別紙1】</p> <p>2 (略)</p> <p>(決定関与の臨時代行)</p> <p>第十条 次の表に掲げる者の同表中欄に掲げる決定関与を必要とする事案について、至急に処理しなければならない場合において、決</p>

1 定関与を行う者が不在であるときは、その者に代わつて同表下欄に掲げる者が当該決定関与を行うものとする。

【別紙1】

第十一条・第十二条 (略)

第十三条 (略)

2 起案文書の回付に当たっては、原則として、審議を協議に先立って行い、審査は、審査を行う者の上司が決定又は決定関与を行う直前に行うものとする。ただし、教育長が決定する事案における教育推進部長の協議は教育推進部教育総務課庶務係長の審査を経て教育総務課長の協議の直後に、庶務担当の課長の協議は主管の部長の決定又は審議の直前に行うものとする。

3～5 (略)

第十四条～第十六条 (略)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にされた処分又は同日前にされた申請に係る不作為についての不服申立て(異議申立て)については、この規則による改正後の文京区教育委員会事案決定規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 【別紙2】

定関与を行う者が不在であるときは、その者に代わつて同表下欄に掲げる者が当該決定関与を行うものとする。

【別紙1】

第十一条・第十二条 (略)

第十三条 (略)

2 起案文書の回付に当たっては、原則として、審議を協議に先立って行い、審査は、審査を行う者の上司が決定又は決定関与を行う直前に行うものとする。ただし、教育長が決定する事案における教育推進部長の協議は教育推進部庶務課庶務係長の審査を経て庶務課長の協議の直後に、庶務担当の課長の協議は主管の部長の決定又は審議の直前に行うものとする。

3～5 (略)

第十四条～第十六条 (略)

別表 【別紙2】

表（第九条関係）

改正後（案）

委員会が決定する 事案	教育長、主管の部長、主管の課長、主管の係長	審議
	教育推進部長、 <u>教育総務課長</u> 、主管に係る庶務担当の課長	協議
	庶務係長、主管に係る行政情報管理補助者	審査
教育長が決定する 事案	主管の部長、主管の課長、主管の係長	審議
	教育推進部長、 <u>教育総務課長</u> 、主管に係る庶務担当の課長	協議
	庶務係長、主管に係る行政情報管理補助者	審査
部長が決定する事 案～課長が決定す る事案	(略)	

現行

委員会が決定する 事案	教育長、主管の部長、主管の課長、主管の係長	審議
	教育推進部長、 <u>庶務課長</u> 、主管に係る庶務担当の課長	協議
	庶務係長、主管に係る行政情報管理補助者	審査
教育長が決定する 事案	主管の部長、主管の課長、主管の係長	審議
	教育推進部長、 <u>庶務課長</u> 、主管に係る庶務担当の課長	協議
	庶務係長、主管に係る行政情報管理補助者	審査
部長が決定する事 案～課長が決定す る事案	(略)	

表（第十条関係）

改正後（案）

教育長・部長	(略)	
教育推進部長	協議	<u>教育総務課長</u>
課長～行政情報管 理補助者	(略)	

現行

教育長・部長	(略)	
教育推進部長	協議	<u>庶務課長</u>
課長～行政情報管 理補助者	(略)	

別表（第四条関係）

改正後（案）

件名	委員会	教育長	部長	課長	備考
1～8（略）					
9 審査請求、訴訟等に関すること					
(1) 訴えの提起、訴訟上の和解及び調停の依頼					
① 特に重要なもの	○				
② 重要なもの		○			
(2) 審査請求の裁決	◎				
(3) 委員会に対する弁明書の提出			◎		
10～21（略）					

現行

件名	委員会	教育長	部長	課長	備考
1～8（略）					
9 審査請求、訴訟等に関すること					
(1) 訴えの提起、訴訟上の和解及び調停の依頼					
① 特に重要なもの	○				
② 重要なもの		○			
(2) 審査請求の裁決、異議申立ての決定又は弁明書の提出					
① 特に重要なもの	◎				
② 重要なもの		◎			
10～21（略）					